

No.	基本設計方針		説明書		保安規定		社内マニュアル		社内マニュアルにおける 具体的記載案		
	様式条文	施設区分	基本設計方針	説明書 番号	説明書記載	条文番号	内容	備考		二次文書	三次文書
7	第6条 第51条 (津波)	浸水防護 施設	1.3.4 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止 (2) 津波の二次的な影響による原子炉補機冷却海水ポンプ並びに大容量送水車(熱交換器ユニット用)及び大容量送水車(海水取水用)の付属品である水中ポンプの機能保持確認 (中略) 漂流物に対しては、発電所構内及び構外で漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出し、抽出された漂流物となる可能性のある施設・設備が漂流した場合に、原子炉補機冷却海水ポンプへの衝突並びに取水口、スクリーン室、取水路、補機冷却海水取水路及び補機冷却海水取水槽の閉塞が生じることがなく原子炉補機冷却海水ポンプの取水性確保並びに取水口、スクリーン室、取水路、補機冷却海水取水路及び補機冷却海水取水槽の通水性が確保できる設計とする。 また、漂流物化させない運用を行う施設・設備については、漂流物化防止対策の運用を保安規定に定めて管理する。	V-1-1-3-2	3.5 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止に係る評価 (3) 評価結果 b. 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系等の機能保持確認 (c) 漂流物による取水性への影響確認 イ. 取水口・取水路の閉塞の評価 (ニ) 発電所構内と構外で抽出された施設・設備等のスクリーニング 発電所構内と構外により抽出された施設・設備等のうち、重量があり滑動、転動しないもの及び自重が浮力を上回るものについては重量により漂流物化しないため、フロー結果「I」として漂流物とはならないとした。 また、基礎に設置されている、固定・固縛がされているものについては設備状況により漂流物化しないため、退避に係る手順書等が整備されている。退避の実効性が確認されているものについては、退避可能であり漂流物化しないため、フロー結果「I」として漂流物とはならないとした。	添付2	5. 津波 5. 4 手順書の整備 (1) 技術計画GMIは、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。 ア. 津波の襲来が予想される場合の対応 (イ) 各GMIは、燃料等輸送船に關し、発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員及び輸送物の退避に関する措置を実施する。 (ウ) 土木GMIは、波運作業で使用する土運船等に関し、発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合、作業を中断し、陸側作業員の退避に関する措置を実施する。また、退避が困難な波運船等については、係留等の措置を実施する。 (エ) 各GMIは、緊急離岸する船舶と退避状況に関する情報連絡を行う。 (オ) 各GMIは、大湊側護岸部で使用車両のうち、海水貯留庫への衝突影響のある車両に關し、発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合、漂流物化防止対策を実施し、作業員の退避に関する措置を実施する。		NM-59-03 自然現象等対応マニュアル	NM-59-03-KK-D7-103 自然現象対応要領	【NM-59-03-KK-D7-103自然現象対応要領】 4. 津波に対する運用上の対応措置 (1)津波の襲来が予想される場合の対応 c. 荷役作業等の停止船退避 各GMIは、以下の内容について、それぞれ「使用済燃料輸送作業の物揚場における地震津波等発生時対応ガイド」及び「波運作業及び海上調査時における津波襲来時対応ガイド」に基づき実施する。 ・燃料等輸送船に關し、津波警報等が発令された場合において、荷役作業を中断し、陸側作業員及び輸送物を退避させるとともに、緊急離岸する船舶と退避状況に関する情報連絡を行う手順等を定める。 ・波運作業で使用車両の土運船等に関し、津波警報等が発令された場合において、作業を中断し、陸側作業員を退避させるとともに、緊急離岸する船舶と退避状況に関する情報連絡を行う手順等を定める。また、退避が困難な波運船等については、係留等の措置を実施する。 当直長は、津波警報/注意報及び大津波警報が発令された場合において、「NM-51-5-KK-H1-507 7号機事故時運転操作手順書(事象ベース)」に基づき、高台への退避を指示するベージングを実施する。 (10)漂流物化防止及び海水貯留堰衝突影響防止の運用 各GMIは、大湊側護岸部及び港湾内において、作業等で車両の立ち入りが必要な場合は、漂流物化防止または海水貯留堰衝突影響防止の運用を実施する。
8	第6条 第51条 (津波)	浸水防護 施設	1.3.4 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止 (2) 津波の二次的な影響による原子炉補機冷却海水ポンプ並びに大容量送水車(熱交換器ユニット用)及び大容量送水車(海水取水用)の付属品である水中ポンプの機能保持確認 (中略) 発電所敷地内及び敷地外の人工構造物については、設置状況を定期的に確認し評価する運用を保安規定に定めて管理する。	-	-	添付2	5. 津波 5. 4 手順書の整備 (1) 技術計画GMIは、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。 カ. 津波評価条件の変更の要否確認 (ア) 各GMIは、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。 (イ) 技術計画GMIは、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。		NM-59-03 自然現象等対応マニュアル	NM-59-03-KK-D7-103 自然現象対応要領	【NM-59-03-KK-D7-103自然現象対応要領】 IV 津波 5. 津波に対する影響評価 (1)津波の遡上に対する影響評価 各GMIは、津波の遡上経路に影響を与える可能性がある荒浜側屋外及び大湊側護岸部に建物等の構造物を設置する場合、「津波影響評価実施ガイド」に基づき技術計画GMIによる影響評価を受けること。 (2)津波流入経路に対する影響評価 各GMIは、管路に影響を与える可能性のある海洋と直接接続される取水路等の構造物を設置する場合、「津波影響評価実施ガイド」に基づき技術計画GMIによる影響評価を受けること。 (3)漂流物に対する影響評価 各GMIは、荒浜側屋外及び大湊側護岸部に設備及び資機材を設置する場合、「津波影響評価実施ガイド」に基づき技術計画GMIによる影響評価を受けること。 (4)防護対象設備の設置箇所に対する影響評価 各GMIは、「A11T-0101-002B 津波基本対策仕様書」に記載の津波防護対象設備の設置位置を変更する場合、「津波影響評価実施ガイド」に基づき技術計画GMIによる影響評価を受けること。 (5)津波に対する影響評価条件の定期的な確認 技術計画GMIは、(1)～(4)項を踏まえ、津波に対する影響評価条件が適切であるか「津波影響評価実施ガイド」に基づき定期的に確認し、必要に応じ活動の見直し等の措置を行う。 4. 津波に対する運用上の対応措置 (7)漂流物の定期的な調査について 技術計画GMIは、津波の襲来により発生する可能性がある漂流物に対する調査手順を「津波影響評価実施ガイド」に定める。